

議案第 8 4 号

さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 号）の  
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(審査の申出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>ければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(口頭審理)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(審査の申出)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(口頭審理)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
---	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。